

# 議 案 概 要

〈令和7年第2回定例会〉

【2日目追加提案】

向 日 市

議案件数	2 件
条例案件	1 件
補正予算案件	1 件

議案第 3 6 号 向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について----- 1

議案第 3 7 号 令和 7 年度向日市一般会計補正予算（第 2 号）----- 3

**議案第 36 号 向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について**

〔総務部総務課〕

〔改正の趣旨〕

最近における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の改正手続が進められていることから、本市における選挙長等の報酬額を改定するとともに、選挙運動用ビラ及びポスターの作成単価を改定するほか所要の改正を行うもの

〔改正内容〕

- (1) 向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

条例別表に定める選挙長等の報酬額を次のように改めるもの

(現行)			(改正後)	
職名	報酬額		報酬額	国基準
選挙長	11,000		12,200	12,200
投票管理者	13,900		14,500	14,500
開票管理者	11,000		12,200	12,200
開票立会人	9,000	→	10,100	10,100
選挙立会人	9,000		10,100	10,100
期日前投票管理者	11,300		12,800	12,800
期日前投票立会人	9,600		10,900	10,900

- (2) 向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正

- ・向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例に規定されている選挙運動用ビラの作成の公営に関する規定を追加するとともに、同条例を廃止するもの
- ・選挙運動用ビラの作成単価を改定するもの

(現行) 7 円 73 銭 → (改正) 8 円 38 銭

- ・ 選挙運動用ポスターの作成単価を改定するもの  
(現行) 541 円 31 銭 → (改正) 586 円 88 銭
- ・ 条ずれ、その他の所要の改正を行うもの

〔施行期日〕 公布の日

議案第 37 号 令和 7 年度向日市一般会計補正予算（第 2 号）

〔ふるさと創生推進部財政課〕

歳入歳出予算総額

補正前の額	28,279,890 千円
補正額	175 千円
補正後の額	28,280,065 千円

歳入の補正内容

〔14 款 国庫支出金〕

投票管理者等の報酬単価の改定を予定していることに伴い、参議院議員通常選挙  
国庫委託金 11 万円を増額計上

〔15 款 府支出金〕

投票管理者等の報酬単価の改定を予定していることに伴い、京都府知事選挙府委  
託金 6 万円を増額計上

歳出の補正内容

〔2 款 総務費 4 項 選挙費 3 目 参議院議員通常選挙費〕

投票管理者等の報酬単価の改定を予定していることに伴い、11 万円を増額計上

〔2 款 総務費 4 項 選挙費 4 目 京都府知事選挙費〕

投票管理者等の報酬単価の改定を予定していることに伴い、6 万円を増額計上